

北播磨総合医療センター企業団職員の分限及び懲戒の手続及び
効果に関する規程

〔平成25年4月1日〕
企業管理規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団職員の分限の手続及び効果に関する条例（平成25年北播磨総合医療センター企業団条例第3号。以下「分限条例」という。）及び北播磨総合医療センター企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成25年北播磨総合医療センター企業団条例第4号。以下「懲戒条例」という。）に定めるもののほか、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(医師の指定)

第2条 分限条例第4条第1項の規定により、企業長が指定する医師のうち、1名は国家公務員又は地方公務員である医師でなければならない。
2 病名、病状その他特別の事情により前項の規定によることが困難であると認められる場合においては、前項の規定にかかわらず、その他の医師を指定することができる。

(書面の様式)

第3条 分限条例第3条第2項又は懲戒条例第2条の規定による書面は、別記様式によらなければならない。

(休職の期間)

第4条 分限条例第5条第1項に規定する企業長が定める休職の期間は、次の表に掲げるとおりとする。

休職の事由	勤続月数区分	休職の期間
条例第5条第1項 ただし書の場合	勤続月数の制限なし	
上記以外の場合	12月未満	1年
	12月以上36月 未満	2年
	36月以上	3年

2 前項に規定する表中における勤続月数の計算に当たっては、当該職員が現に在職した期間において、当該職員の採用の日及び当該休職の発令した日の属する月を含むものとする。

3 当該休職の期間が、第1項の表に掲げる期間に満たない場合には、同表に掲げる期間を超えない範囲内において、引き続く期間としてこれを更新することができる。ただし、分限条例第5条第2項の規定により復職を命ぜられた日から起算して1年以内に再び当該休職と同様の事由により法第28条第2項第1号の規定に該当する場合には、これを通算した期間を休職の期間とする。

(診断又は報告)

第5条 企業長は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に該当して休職中の者に対し、必要と認めるときは、医師を指定して診断を行わせ、又は医師の診断による病状の報告を求めることができる。

(復職及び更新の手続)

第6条 企業長は、分限条例第5条第2項の規定により休職者を復職させるとき、又は第4条第3項の規定により休職期間を更新するときは、医師2名を指定してその診断の結果に基づき、これを行わなければならない。

2 前項の場合における医師の指定については、第2条の規定を準用する。

(休職理由の消滅)

第7条 休職者は、休職の理由が消滅したと認めるときは、その旨を企業長に申し出なければならない。

2 企業長は、前項の申出があったときは、速やかに前条の規定により復職の手続を行わなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、職員の分限及び懲戒の手続及び効果に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。